

令和5・6年度 出水市建設工事入札参加資格申請要領

令和5・6年度において、出水市が発注する「建設工事」の入札に参加を希望される方は、次の要領により申請書を提出してください。

なお、申請書の内容の一部については、情報公開制度の開示対象となりますので、あらかじめご了承ください。

1 主な変更事項等

(1) 技術的適性等に関する事項（技術職員）（様式5）の変更について

技術的適性等に関する事項（技術職員）（様式5）について、記載方法を変更しました。記載方法の詳細については、別紙記載例を参照してください。

(2) 証明書（印鑑証明書、納税証明書、登記事項証明書、代表者身元証明書）の発行日の指定について

令和4年11月1日以降に発行されたものを提出してください。

2 受付対象 市内業者

※ 市内業者とは、以下のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 常時契約を締結する事務所として出水市内に本社又は本店（以下「本店等」という。）を有し、かつ、営業所の実態が確認できる者
- (2) 常時契約を締結する事務所として出水市内に支社、支店、事業本部又は営業所（以下「支店等」という。）を有し、かつ、営業の実態が確認できる者
- (3) 本市区域内に過去に本店等を置き、現在において鹿児島県内に主たる許可営業所を有し、かつ、本市に許可営業所を置く者で、営業の実態が確認できる者

※ 上記に規定する「常時契約を締結する事務所」とは、請負契約等の見積り、入札、契約締結及び履行等、契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいいます。

3 資格要件

次の各号のいずれにも該当する者としてします。

- (1) 建設業法第2条第3項に規定する建設業者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団

イ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は関与している法人等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するためにこれらを利用している法人等

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

- (4) 次のいずれにも該当しない事業主であること。
- ア 健康保険法第3条第3項に規定する適用事業所の事業主であつて、同法第48条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの
 - イ 厚生年金保険法第6条第1項の規定する適用事業所の事業主であつて、同法第27条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの
 - ウ 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業を行う事業主であつて、同法第7条の規定による被保険者となったことの届出を行っていないもの
- (5) 令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に迎えた営業年度の決算日を基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けた者であること。

4 受付期間

令和4年12月12日(月)から令和5年1月31日(火)まで(ただし、閉庁日を除く。)

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

※ 受付期間満了後の受付はいたしません。

5 申請書等の入手方法

市ホームページからダウンロード(印刷)するか、出水市役所本庁舎契約検査課、高尾野支所総合市民課及び野田支所総合市民課で配布します。

6 申請書等の提出方法

出水市役所本庁舎契約検査課へ直接持参又は郵送してください。

ただし、郵送の場合は令和5年1月31日(火)午後5時15分までに契約検査課に必着とします。(郵送による提出で、受付証が必要な場合は、返信用ハガキを同封してください。)

7 提出先及び問い合わせ先

出水市 政策経営部 契約検査課 契約係

〒899-0292

出水市緑町1番3号

電話 0996-63-2111(内線 4711・4713)

8 入札参加資格の有効期間

資格審査に合格した者の有効期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで(2年間)です。

9 提出書類

- (1) 提出書類は別表のとおりです。
- (2) A4紙ファイル(縦置き・色指定なし)の表紙・背表紙に「令和5・6年度 入札参加資格申請書」、「商号」、「電話番号」及び「FAX番号」を記入のうえ、別表番号順に綴じて提出してください。※詳しくは別添提出用フラットファイルイメージを御確認ください。

10 その他

- (1) 登録期間中に許可が失効したり、経営事項審査の有効期限(決算日から1年7月)が切れると入札参加資格を失いますので、更新の都度、必要な書類を提出してください。
- (2) 営業所の専任技術者、技術者等、申請内容に変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください。

【提出書類】

番号	提出書類	様式	備考
1	建設工事入札参加資格審査申請書	様式1	
2	建設業許可書の写し		
3	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し		審査基準日が R3. 4. 1～R4. 3. 31 のもの。ただし、最新のものがある場合は、両方提出すること。
4	営業所一覧表	様式2	本市に本店以外の営業所がある場合は、建設業許可申請書類の営業所一覧表（別紙2）の写しを併せて提出すること。
5	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し		R4. 11. 1以降 に発行されたもの （※個人の場合は、事業主の身元証明書）
6	営業の沿革	様式3	
7	工事経歴書	様式4	建設工事の種類ごとに作成すること。（R2、R3 年度分）
8	技術的適性に関する事項（技術職員）	様式5	営業所ごとに作成すること。 建設業許可申請書類の専任技術者証明書（様式第8号）の写し及び専任技術者一覧表（別紙4）を添付すること。 実務経験者については、建設業許可申請書類の「実務経歴証明書」（様式第9号）の副本の写しを添付すること。
9	技術職員の健康保険被保険者証（写し）の提出用紙	様式5-1	保険証等3箇月以上雇用していることを証する書類を添付
10	技術職員の資格証等（写し）の提出用紙	様式5-2	資格等を証する書類を添付
11	技術的適性に関する事項（技術者経歴書）	様式6	
12	技術的適性等に関する事項（その他）	様式7	
13	社会活動等に関する事項	様式8	職場体験学習受入れとそれ以外のボランティアは記入する書式が異なるので注意すること。
14	産業廃棄物収集運搬業許可証の写し		許可を受けている場合は、提出すること。
15	(公社)全国解体工事業団体連合会が認定した解体工事施工管理技士の資格証の写し		取得者がいる場合は、提出すること。
16	(一社)日本鉄道施設協会が認定した工事管理者、列車見張員、重機械運転者の資格証の写し		取得者がいる場合は、提出すること。
17	常用雇用している消防団員の健康保険被保険者証(写)の提出用紙	様式8-1	対象者がいる場合は、[様式5-1]の対象者も含めて、保険証等常用雇用していることを証する書類を添付すること。
18	常用雇用している障がい者等の健康保険被保険者証(写)の提出用紙	様式8-2	対象者がいる場合は、[様式5-1]の対象者も含めて、保険証等常用雇用していることを証する書類を添付すること。
19	新卒で採用した常用雇用の健康保険被保険者証(写)の提出用紙	様式8-3	対象者がいる場合は、[様式5-1]の対象者も含めて、保険証等常用雇用していることを証する書類を添付すること。
20	新規学卒者の卒業証書等(写)の提出用紙	様式8-4	対象者がいる場合は提出すること。

21	新規学卒者雇用等届出書	様式 8-5	対象者がいる場合は提出すること。
22	舗装用機械一覧表	様式 9	実際に稼働可能な機械のみ記載すること。 (※必要に応じ実地調査をします。また、車検が必要な機械は車検証の写しを添付すること。)
23	使用印鑑届	様式 10	実印と使用印を押印すること。実印を使用する場合は、使用印欄にも実印を押印すること。
24	印鑑証明書 (写し可)		R4.11.1以降 に発行されたもの
25	委任状	様式 11	支店等に委任する場合
26	保険料納入証明書 (写し可)		<社会保険料等>直近月分の領収書の写し <労災保険料・雇用保険料>労働基準監督署発行のもの R4.11.1以降 に発行されたもの
27	建設業退職金共済事業加入・履行証明書 (写し可) 又は 中小企業退職金共済事業加入証明書 (写し可)		未加入の場合は申立書を提出すること。
28	I S O 認証の登録証の写し		登録証だけでは適用サービスが確認できない場合は、付属書の写しも提出すること。
29	納税証明書 (写し可)		(未納がない旨の証明書) 本市に支店等がある場合は本社所在地及び本市の納税証明書 ○法人の場合に提出するもの 市税 法人市民税、固定資産税、軽自動車税、 市県民税特別徴収分 県税 法人事業税、自動車税 国税 法人税、消費税及び地方消費税[様式その3の3] ○個人の場合に提出するもの 市税 市県民税、固定資産税、軽自動車税、 国民健康保険税 県税 個人事業税、自動車税 国税 所得税、消費税及び地方消費税[様式その3の2] (注1) 電子納税証明書は不可 (注2) R4.11.1以降 に発行されたもの
30	誓約書 自己及び自社の役員等の名簿		指定様式で作成すること。

《留意事項》

- ・保険証の写しを提出の際は、被保険者記号・番号を必ず黒塗りしてください。
- ・上記に定めるもののほか、必要に応じて別途提出書類を求めることがあります。

記入要領

1 建設工事入札参加資格審査申請書 [様式 1]

- (1) 申請者となる市内営業所に、専任技術者が配置されている建設工事が対象になる。
- (2) 申請を希望する建設工事の「申請の有無」の欄に「○」印を付けること。
特に営業の主力とするものには「●」印を付けること。
- (3) 申請者となる市内営業所に、専任技術者が配置されていない建設工事については申請対象外となるので注意すること。(他の支店等に該当する専任技術者が配置されている場合であっても、申請対象外となる。)
- (4) 申請を希望しない建設工事、申請対象外の建設工事の欄については空欄で提出すること。

2 営業所一覧表 [様式 2]

- (1) この様式については令和 4 年 1 2 月 1 日現在で作成し、様式の末尾にある記載要領に従って記入すること。
- (2) 本市に本店以外の営業所がある場合は、建設業許可申請書別紙 2 の営業所一覧表の写しを提出すること。

3 営業の沿革 [様式 3]

様式の末尾にある記載要領に従って記入すること。

4 工事経歴書 [様式 4]

様式の末尾にある記載要領に従って記入することとし、記載事項が 1 葉で終わらない場合は、同一の様式を複写すること。

5 技術的適性に関する事項（技術職員） [様式 5]

- (1) 令和 4 年 1 2 月 1 日現在において 3 箇月以上の継続雇用にある技術者（事業主を含む。）について、別紙記載例に従って記入することとし、記載事項が 1 葉で終わらない場合は、同一様式を複写すること。
- (2) 各技術者について、保険証等 3 箇月以上雇用していることを証する書類と資格証等の写しを添付すること。添付書類の提出方法については、**[様式 5-1]** 及び **[様式 5-2]** の記載要領に従って作成すること。
- (3) 建設業許可申請書類の専任技術者証明書（様式第 8 号）の写し及び専任技術者一覧表（別紙 4）を添付すること。
- (4) 建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する実務経験者については、建設業許可申請書類の「実務経験証明書」（様式第 9 号）の副本の写しを添付すること。

6 技術的適性に関する事項（技術者経歴書） 【様式6】

様式の末尾にある記載要領に従って記入することとし、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一様式を複写すること。

7 技術的適性等に関する事項（その他） 【様式7】

(1) 鹿児島県又は出水市主催の研修会への参加状況

- ア 研修会出席者の氏名及び生年月日を記入すること。
- イ 複数の者が出席している場合は、代表して1名の者について記入すること。

(2) ISO9000認証取得の状況

- ア 国際標準化機構が規格化した品質保証システム（ISO9000シリーズ）を令和4年12月1日時点で認証取得済みで、適用範囲に示された事業内容（適用サービス）が、入札参加資格審査の申請を行う業種を含むものである場合に記入すること。
- イ 「ISOの種類」の欄の（ ）内は、具体的な種類[例：(9001)]を記入すること。
- ウ 「認証取得の有無」の欄は、認証取得している場合「○」印を付けること。
- エ 確認のために申請書に登録証の写しを添付すること。（登録証だけでは適用サービスが確認できない場合は付属書も添付すること。）

(3) 出水市水道事業指定給水工事事業者の指定状況

- ア 指定を受けている場合は、「指定の有無」欄に「○」印を付けること。
- イ 指定年月日を記入すること。なお、指定年月日は、合併前の旧市町による指定の場合があります。

(3)-1 出水市水道修繕工事等当番店の受託状況

令和4年度において、当番店を受託している場合は、「受託の有無」欄に「○」印を付けること。

(3)-2 出水市水道修繕工事施工実績

- ア 出水市水道修繕工事等当番店受託者が令和2年4月1日から令和4年3月31日までの期間内に施工した水道修繕工事の実績を記入すること。
- イ 「確認」及び「合計（確認欄○の数）」の欄は記入は不要。
- ウ 記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式を複写すること。

(4) 建設業に関連した表彰実績

- ア 平成31年4月1日から令和4年3月31日までの期間内に受賞した表彰を記入すること。
- イ 会社に対する表彰
 - (ア) 公的団体とは、国及び地方公共団体が出資・寄付行為を行っている財団法人、社団法人及び特殊法人とします。
 - (イ) ①～⑧は事例として記入してあるが、建設業に関連した表彰を受けている場合は、⑨以降の欄に表彰の名称等を記入すること。（欄が不足する場合は、本様式を複写すること。）
 - (ウ) 「令和元年度」、「令和2年度」、「令和3年度」の欄は、該当する年度に「○」印を、「○」印の合計個数を「合計「○の数」」欄に記入すること。
 - (エ) 確認のために申請書に表彰状の写しを添付すること。（A4サイズ）
- ウ 個人に対する表彰
 - (ア) ①～⑤に掲げてある表彰で申請した技術職員が被表彰者である場合についてのみ記入すること。

(イ) 「①県土木部優良工事等表彰(優秀技術者表彰)」及び「②県農政部公共事業工事等表彰(優秀技術者表彰)」については、本庁部長表彰についてのみ記入すること。

(ウ) 「令和元年度」、「令和2年度」、「令和3年度」の欄は、該当する年度に「○」印を、「○」の合計個数を「合計(○の数)」の欄に記入すること。

(エ) 確認のために申請書に表彰状の写しを添付すること。(A4サイズ)

8 社会活動等に関する事項【様式8】

(1) 出水市内でのボランティア活動の状況(公共施設(道路、河川、水路、海岸、学校等)への愛護活動や地域における奉仕活動、市内小中学校の職場体験学習受入れ等)

ア 平成31年4月1日から令和4年3月31日までの期間内に実施したボランティア活動について、職場体験学習受入れについては②の様式に、それ以外のボランティア活動については①の様式に記入すること。欄が不足する場合は、各様式を複写すること。

(ア) 活動内容の例(様式①)

- ・道の日、橋の日、海の日等の愛護活動
- ・道路、河川、水路、海岸、学校等の清掃作業
- ・学校施設、老人ホーム等の電気設備の点検・補修(無償のものに限る。)
- ・公園施設等の遊具の点検・補修(無償のものに限る。)
- ・「学校行事」、「地域のイベント活動」に係る会場設営、重機の提供
- ・通学路等の安全パトロール、こども110番
- ・行方不明者の搜索活動

(イ) 「令和元年度」、「令和2年度」、「令和3年度」の欄は、該当する年度に「○」印を、「○」の合計個数を「合計(○の数)」の欄に記入すること。

イ 建設会社(個人経営は事業主)として実施・参加したボランティア活動を記入すること。(個人資格のボランティア活動は除く。)

ウ 確認のための写真、新聞記事等の活動内容が確認できる資料を整理番号順に添付すること。

なお、建設会社自身による証明書(事実の申立書、事実と相違ないことの誓約書等)は認めないので注意すること。なお職場体験学習の受入れについてはボランティア活動の証明書は必要ありませんが、受入れ状況を確認できる資料がある場合は添付してください。

(2) 出水市との災害支援(防災)協定の締結状況

ア 令和4年12月1日時点で出水市と災害支援(防災)協定を締結している団体に加入している場合に記入すること。

イ 加入している場合、「災害支援(防災)協定の締結の有無」の欄に「○」印を、「締結年月日」の欄に、出水市と防災協定を締結した日を「加入団体名」の欄に加入している団体名を記入すること。

ウ 確認のために出水市と災害支援(防災)協定を締結している防災協定書の写し及び加入している団体が発行する加入証明書を添付すること。

(3) 出水市内での災害支援活動

ア 平成31年4月1日から令和4年3月31日の期間内に実施した災害支援活動の実施状況を記入すること。(欄が不足する場合は、本様式を複写すること。)

(ア) 災害支援活動の例(市管理施設以外の施設を対象とした活動も対象となります。)

- ・災害発生時における道路・河川等への緊急出動
- ・道路、河川等への防災パトロール
- ・鳥インフルエンザの防疫消毒作業

(イ) 「令和元年度」、「令和2年度」、「令和3年度」の欄は、該当する年度に「○」印を、「○」の合計個数を「合計（○の数）」の欄に記入すること。

イ 確認のために写真、新聞記事等の活動内容が確認できる資料を整理番号順に添付すること。
なお、建設会社自身による証明書（事実の申立書、事実と相違ないことの誓約書等）は認めないので注意すること。

(4) 出水市消防団員の雇用状況

令和4年12月1日時点の消防団員数（常用雇用労働者に限る。）及び当該消防団員氏名並びに分団名を記入すること。また、当該消防団員が、常用雇用労働者であることを確認できるもの（保険証等）の写しを添付すること。

(5) 出水市内の事業所での障がい者等の雇用状況

ア 令和4年12月1日時点の常用雇用労働者総数、常用雇用労働者のうち身体障がい者手帳、精神障がい者手帳又は療育手帳の交付を受けている障がい者数等を記入すること。
イ 法定雇用義務とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率が適用される場合のことをいう。（令和4年12月1日時点で常用雇用労働者総数が45.5人以上の事業所）
ウ 確認のために「①法定雇用義務がある場合」は、障がい者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所の受付印のあるものに限る。）を、「②法定雇用義務がない場合」は、雇用障がい者全員の障がい者手帳の写し、精神障がい者手帳の写し又は療育手帳の写しを添付すること。
エ 当該障がい者が、常用雇用労働者であることを確認できるもの（保険証等）の写しを添付すること。

(6) 男女共同参画支援・子育て支援

ア 令和4年12月1日時点で育児休業制度、介護休業制度を就業規則に規定している場合にそれぞれ「○」印を付けること。
イ 確認のため以下の書類を添付すること。
商号又は名称、育児休業、介護休業制度の内容が確認できる就業規則の写し。（常用雇用労働者数10人以上の事業所については、労働基準監督署の受付印のあるものに限る。）

(7) 建設業退職金共済制度・中小企業退職金共済制度の加入状況

ア 建設業退職金共済制度又は中小企業退職金共済制度に加入している場合、「加入の有無」の欄に「○」印を付けること。
イ 確認のため、建設業退職金共済制度については、「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」を、中小企業退職金共済制度については、「中小企業退職金共済事業加入証明書」を添付すること。
ウ 専門工事業者等で常勤役員、常勤職員のみで施工している場合は、申立書を提出すること。

(8) 環境マネジメントの認証取得の状況

ISO14000認証取得の状況

ア 国際標準化機構が規格化した環境マネジメントシステム（ISO14000シリーズ）を令和4年12月1日時点で認証取得済みで、適用範囲に示された事業内容（適用サービス）が、入札参加資格申請を行う業種を含むものである場合に記入すること。
イ 「ISOの種類」の欄の（ ）内は、具体的な種類[例：（14001）]を記入すること。
ウ 「認証取得の有無」の欄は、認証取得している場合「○」を付けること。
エ 確認のために申請書に登録証の写しを添付すること。（登録証だけでは適用サービスの確認ができない場合は付属書も添付すること。）

(9) 職業訓練生派遣

出水共同高等職業訓練校へ常用雇用労働者を訓練生として派遣した期間、人数及び当該訓練生の氏名を記入すること。ただし、対象期間内に卒業した者に限る。(対象期間 平成31年4月1日から令和4年3月31日まで)

(10) 保護観察対象者の雇用支援

ア 令和4年12月1日時点の鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録している場合に「○」印をつけること。

イ 確認のために鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構が発行した登録されていることが分かる書類の写しを添付すること。

(11) 新規学卒者等雇用

対象期間内に雇用した常用雇用労働者の中に、学校教育法で規定した学校又は専修学校の新規卒業業者がいる場合に、対象者の人数を記載すること。(対象期間 平成31年4月1日から令和4年3月31日まで)

なお、対象者については〔様式8-5〕の新規学卒者等雇用届出書に記入すること。対象者署名欄は、必ず本人が直筆で記入すること。

9 舗装用工事機械一覧表 [様式9]

本表は、稼働可能な舗装用機械を所有している場合に、様式の末尾にある記載要領に従って記入すること。